

武雄市



1.立地適正化計画策定の必要性・目的

対象:市全域

1. 立地適正化計画とは

武雄市(以下「本市」といいます。)では、人口減少下においても持続的に発展できるまちづくりに向け、2022年(令和4年)3月に「武雄市都市計画マスタープラン」を策定し、高次元の都市機能を有する「中心拠点」と、各地域の生活を支える「高次地域拠点」や「地域拠点」を形成し、それぞれを道路・公共交通で有機的に連携していく「コンパクト・プラス・ネットワーク」型の都市構造の実現を目指しています。

この方針を実現するための実行戦略として、武雄市都市計画マスタープランの一部となる「武雄市立地適正化計画(以下「本計画」といいます。)」を策定し、私たちの暮らす地域が便利で快適になるよう、居住や日常生活に必要な医療・福祉・商業施設などの機能を誘導する区域を定め、公共交通ネットワークを維持・向上させることで、便利で暮らしやすいまちづくりを推進します。加えて、「防災指針」の策定により、災害リスクを踏まえた都市機能や居住の誘導を図ります。

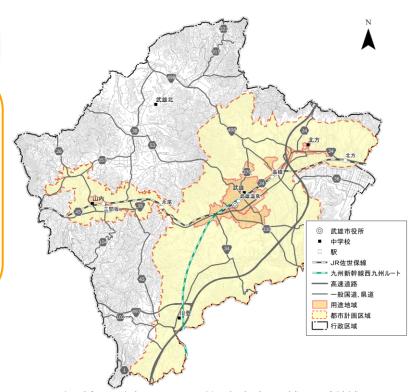


2. 計画の目標年度

本計画は、本市が目指す都市の姿を展望し、時間をかけて緩やかに居住や都市機能を誘導するものであるため、計画期間を 2023 年(令和 5 年) 度から 20 年後の 2042 年(令和 24 年) 度までとします。なお、上位関連計画の改定や社会経済情勢の変化に対応した柔軟な計画とするため、適宜(概ね 5 年ごと)計画の見直しを検討します。

3. 対象区域

立地適正化計画は、都市計画区域において定めることができる制度となっておりますが、本市では「コンパクト・ラス・ネットワーク」型の都市構造の観点から市全域を見渡した都市社の誘導、災害リスクを踏まえたとにのあり方を検討していくことが重要であるため、方針等は市域全域を対象として定め、都市再生特別措置法に基対象とします。



<2022年(令和4年)10月31日付の都市計画区域、用途地域>



2.武雄市の現状及び将来見通し

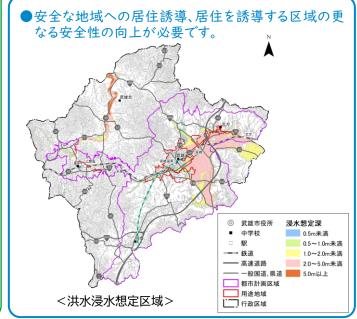
対象:市全域

1. 武雄市の現状と将来について

将来の人口推移や都市構造、公共交通、災害リスクなどの観点から、本市の問題点を以下に整理します。

人口減少・少子高齢化の進行に対応した持続的に成 長できる都市構造への転換が必要です。 -53,156 54,319 54,001 53,865 53,068 51,497 50,699 49,062 47,914 60,000 50,000 40,000 20.000 10.000 2010 2015 2020 2000 (\$55) (\$60) (H2) (H7) (H12) (H17) (H22) (H27) (R2 ~14歳 ■15~64歳 ■65歳以上 (R2) (R7) (R12) (R17) <人口の推移> (戸) 13.2% 14.0 25,000 10.4% 12.0 .10.0% 20,000 10.0 8.0 19.780 15.000 6.0 10.000 4.0 5,000 2.0 2008年 2013年 2018年 (H20) ■住宅総数(戸) ■空家総数(戸) <空き家の推移> 拠点への居住誘導など一定のエリアの人口密度の維 持が必要です。 ▶人口や都市機能の集積だけでなく、拠点内の魅力向 上やにぎわいの創出が必要です。 武雄市役所 施設圏域重複数 中学校 1種類 2種類 JR佐世保線 3種類 九州新幹線西九州川 4種類 5種類 一般国道、県道 6種類 用途地域界 7種類 都市計画区域





2. 都市構造上の課題

<施設圏域の重複>

- ●本市の現状を踏まえ、特に都市構造上の課題として以下の とおり整理します。
- I 多様な都市機能が集積した中心拠点、生活利便性を確保した地域拠点の形成が必要です。
- Ⅱ 拠点へのアクセス向上を図る公共交通ネットワークの充実を図る必要があります。
- Ⅲ 浸水被害など災害リスクを踏まえた上で、誰もが安心して住み続けられる住環境の整備を図る必要があります。



3.都市・居住機能の適正配置に関する基本的な方針 対象:市全域

1. まちづくりの方針(ターゲット)

誰もが安心して住み続けられ、未来につながる交流拠点都市

2. 課題解決のための施策・誘導方針(ストーリー)

ターゲットを明確にした上で、その実現に取り組むために、課題解決のための施策・誘導方針(ストーリ ー)を以下のとおり設定します。

拠点の形成・明確化

「コンパクト・プラス・ネットワーク」型の都市構造の実現に向けて、「武雄市 都市計画マスタープラン」に位置づけている拠点において、それぞれの役割 に応じた都市機能の集積を図る拠点空間を展開します。



公共交通サービスレベルの維持・向上

「コンパクト・プラス・ネットワーク」型の都市構造の実現に向けて、「公共交通が 利用されやすい環境」の形成や新たな技術の活用等により、公共交通の利用や効 率化を促進し、拠点間のアクセス向上を図り、自家用車に過度に依存しない、歩い て暮らせるウォーカブルなまちづくりを目指します。



▶防災・減災対策の実施と合わせた災害に強い地域への誘導

国・県・市が連携した治水対策を踏まえた防災指針を作成し、ハード・ソフトの両面 から災害に強いまちづくりを目指します。

また、それら災害リスクを踏まえた上で、各種関連計画に基づく施策との連携・推進 を想定した居住の誘導を図ります。

圳占連推動

地域連携軸



3. 将来都市構造図

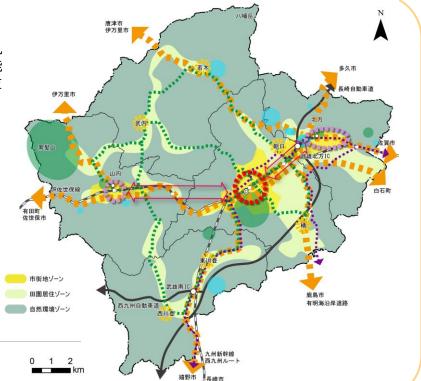
まちづくりの方針(ターゲット)を見 据えながら、将来においても持続可能 な都市の骨格構造を形成することが重 要です。

本計画では、武雄市都市計画マスタ ープランに掲げる「コンパクト・プラ ス・ネットワーク」型の都市構造を踏 襲し、その実現を目指します。

高次地域拠点

自然・文化・スポーツ・レクリエーション拠点

地域拠点





都市機能誘導区域ごと(武雄区域、山内区域)

に立地を誘導すべき生活利便施設(市民の皆様の 共同の福祉又は利便のため必要な施設で、都市機

能の増進に著しく寄与するもの)を設定します。

の充足状況や配置を勘案し、必要な施設を定めま

現在の年齢別人口構成や将来の人口推計、施設

また、具体の整備計画がある施設も定めること

4.居住誘導区域・都市機能誘導区域及び誘導施設

●誘導区域設定の基本的な考え方

対象:都市計画区域 (用途地域)

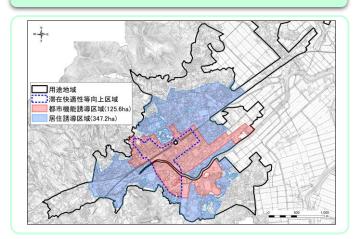
●誘導施設の基本的な考え方

対象:武雄区域

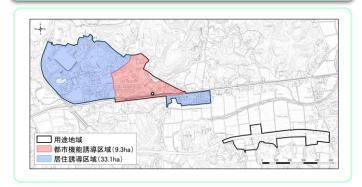
対象:山内区域

本市では武雄市都市計画マスタープランにおける「中心拠点(武雄区域)」「高次地域拠点(山内区域・北方区域)」において誘導区域等の設定を検討し、「多様な都市機能が集積した中心拠点、生活利便性を確保した地域拠点の形成」を図ります。

●武雄区域の居住誘導区域と都市機能誘導区域



●山内区域の居住誘導区域と都市機能誘導区域



●北方区域の誘導区域設定について

2019年(令和元年)8月、2021年(令和3年)8月と、2年で2回の豪雨災害による北方区域の被害は大きく、浸水対策など防災面において多くの課題を有していることから、国・県・市が連携した治水対策の進捗を鑑みながら、今後も引き続き検討していくこととします。

●誘導施設の設定

す。

とします。

| 都市機能 | 誘導施設 | 中心 拠点 (武雄区域) | 高次地 域拠点 (山内区域) |
|----------------|-------------------------------|--------------------|----------------------|
| 行政機能 | 市役所 | • | |
| | 県や国の出先機関 | • | |
| | 市民サービスセンター | | • |
| | 保健センター | | • |
| 祉介 機護 能福 | 老人福祉施設(公営の 通所系施設) | • | • |
| 機子育で | 子育て総合支援センター | • | |
| 機商能業 | 店舗(店舗面積の合計が 1,000 ㎡を超えるもの) | • | |
| 機医能療 | 病院 | • | |
| 機金能融 | 金融機関(銀行·信用金庫) | • | |
| 教育・文化機能 | 文化交流施設 | • | • |
| | 図書館·歴史資料館 | • | |
| | 観覧場を有する運動施設 | • | |
| | 大学·専修学校·専門学校 | • | |
| | 高等学校 | | • |



5.防災指針

対象:市全域

1. 防災指針の目的

- ■コンパクトで安全なまちづくりを推進するため、災害リスクの高い地域は新たな立地抑制を図るため、 居住誘導区域から原則除外する必要があります。
- ●居住誘導区域に残存する災害リスクに対しては、計画的かつ着実に必要な防災・減災対策に取組むことが必要です。

災害リスクを踏まえた課題を抽出し、都市の防災に関する機能の確保のため、「防災指針」を定める とともに、この方針に基づく具体的な取組を位置づけることとしています。

2. 防災まちづくりの将来像

防災まちづくりの方針(ターゲット)

『気象変動に対応した、水と共に生きるまちへ』と定め、

総合的・多層的な取組による気候変動に対応したまちづくりを目指します。

3. 防災指針に基づくロードマップ

居住誘導区域(案)

災害ハザード区域

③被害の軽減、早期復旧・ 復興のための対策



5



6.誘導施策

「コンパクト・プラス・ネットワーク」型の都市構造の実現、コンパクトで安全なまちづくりの推進に向け、 区域内への誘導や公共交通ネットワーク充実の取組みをはじめ、本計画の実現に向けた以下の誘導施策に取 組みます。

まちづくりの方針 (ターゲット)

誰もが安心して住み続けられ、

、未来につながる交流拠点都

誘導方針 (ストーリー)

誘導施策 都市再生整備計画(武雄温泉駅周辺地区)など、

既存まちづくり事業の推進 「武雄市都市計画マスタープ 施策①

拠点の形成・明確化

対象:市全域

最高の子育で・教育環境づくり

生きがいと健康を実感できるまちづくり

気軽な文化活動の場づくり

公共施設等の施設量適正化、長寿命化

都市機能誘導に向けた支援

鉄道・路線バスの事業性の維持・向上

ほんわカーの運行効率化・公共交通空白地域など へのきめ細やかな対応

公共交通ネットワークとしての一体性向上

施策②

施策③

公共交通サービスレ ベルの維持・向上

まちづくりと連携した公共交 通ネットワークの再構築

ラン」に位置づけている拠点

において、それぞれの役割に 応じた都市機能の集積を図る

拠点空間を展開

多面的な利用促進策の展開

対象:市全域

「武雄市地域公共交通網形 成計画」と連携した公共交通 施策の展開

「武雄市 新・創造的復興プラ ン」等と連携した防災指針を

推進し、ハード・ソフトの両面 から災害に強いまちづくりを 展開

災害リスクを踏まえた上で、各 種関連計画に基づく施策との

連携・推進を想定した居住の

誘導

災害に強く、安心して心豊かに暮らせる環境づく l)

防災・減災対策の実 施と合わせた災害に 強い地域への誘導

対象:市全域

空家等の利活用促進

目標値の設定

現況 目標 指標 (2022年(令和4年)度) (2042年(令和24年)度) 中心拠点(武雄区域) 28.3 人/ha 居住誘導に係る指標 居住誘導区域内の 2022年(令和 4 年)度 高次地域拠点(山内区域) 17.6 人/ha 対象:武雄区域 対象:山内区域 人口密度 の値以上 都市機能誘導に係る指標 中心拠点(武雄区域) 17件 2022年(令和4年)度 誘導施設の立地数 高次地域拠点(山内区域) 7件 の値以上 対象:武雄区域 対象:山内区域 公共交通ネットワークに 市内循環バス等の 2021年(令和3年)度 23,569 名(2021年(令和3年)度) 係る指標 年間利用者数 (市内循環バス 7,460 名 ほんわカー 16,109 名) の値以上 19.372 名(2021年(令和3年)8月末現在) 2021年(令和3年) 防災指針に係る指標 浸水区域の人口 8月末現在の浸水区域の (令和3年8月豪雨災害により 対象:市全域 人口の8割以上の値 床上浸水の被害を受けた行政区の人口)



8.進行管理

対象:市全域

本計画は概ね 5 年ごとに、誘導施策の取組状況と前述した目標値 の達成状況を鑑みて、評価・検証を行います。

検証結果と誘導区域外における届出実態も考慮し、必要に応じて誘導区域、 誘導施設及び誘導施策について見直します。



<計画の進行管理イメージ>

9.届出制度

対象:居住誘導区域外または 都市機能誘導区域外

1. 居住誘導区域外において届出対象となる行為

都市再生特別措置法第88条第 | 項の規定により、居住誘導区域外の区域で次の行為を行う場合は、開発行為等に着手する30日前までに、原則として市長への届出が義務付けられています。

| 為寺に有手する 30 日削ま(に、原則とし(巾長への庙出か義務付けられ(います。 | | | |
|--|--|--|--|
| 行為 | 対象 | | |
| 開発行為 | ③ 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為 為で、その規模が 1,000 ㎡以上のもの ②の例示 1,300㎡ 1戸の開発行為 800㎡ 2戸の開発行為 | | |
| 建築等行為 | ① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ② 建築物を改築し、または建築物の用途を変 更して3戸以上の住宅とする場合 1戸の建築行為 7要 | | |

2. 誘導施設の新築等に関する届出

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定により、都市機能誘導区域外の区域で次の行為を行う場合は、 開発行為等に着手する 30 日前までに、原則として市長への届出が義務付けられています。

| 11.47014 H 4 | | |
|--------------|---|--|
| 行為 | 対象 | |
| 開発行為 | ① 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合 ①の例示 誘導施設を建築 目的とした開発行為 | |
| | ① 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 | |
| 建築等行為 | ② 建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合 | |
| | ③ 建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合 | |

また、都市再生特別措置法第 108 条の 2 第 1 項の規定により、都市機能誘導区域内において誘導施設を休止、又は廃止しようとする場合は、休廃止の 30 日前までに、市長への届出が義務付けられています。

3. 罰則

届出をしない者又は虚偽の届出をした者については、都市再生特別措置法第 130 条第 1 項の規定に基づき、30 万円以下の罰金に処する罰則が設けられています。

問い合わせ先

武雄市 まちづくり部 都市計画課

〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和 12 番地 10 TEL: 0954-27-7162 E-mail: toshi@city.takeo.lg.jp